

電気通信大学安全・衛生委員会規程

制定 平成16年4月1日規程第6号
最終改正 令和5年11月8日規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学安全衛生管理規程第12条の規定に基づき、電気通信大学安全・衛生委員会（以下「委員会」という。）の調査審議事項、組織、任務等を定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を遂行するため、次の各号に掲げる労働安全衛生法に関わる事項を調査審議するとともに、必要に応じ学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関する事
- (2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関する事
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関する事
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関する事
- (5) 安全衛生教育の実施計画の作成に関する事
- (6) 新規に導入する機械、器具その他の設備等に係る危険及び健康障害の防止に関する事
- (7) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事
- (8) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関する事
- (9) 快適な職場環境の形成に関する事
- (10) 危険性・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事
- (11) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事
- (12) 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事
- (13) 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事
- (14) 化学物質の自律的な管理の実施状況に関する事
- (15) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関する事

2 前項第14号の調査審議事項の細目は、次のとおりとする。

- (1) 職員が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関する事
- (2) 濃度基準値の設定物質について、職員がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関する事
- (3) リスクアセスメントの結果に基づき学長が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関する事
- (4) 濃度基準値設定物質について、職員が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関する事

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理責任者
- (2) 安全衛生管理者から学長が指名した者
- (3) 衛生管理者から学長が指名した者
- (4) 産業医から学長が指名した者
- (5) 安全又は衛生に関する経験を有する者の中から学長が指名した者

2 委員長は、総括安全衛生管理責任者とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 学長は、委員長以外の委員の半数については、職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。

(任務)

第4条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。

3 委員は、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、労働安全衛生法に関わる安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

4 委員会は、毎月1回委員長が招集するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、委員長は早急に委員会を招集しなければならない。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき
- (2) その他委員長が必要と認めたとき

(任期)

第5条 第3条第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門的事項)

第8条 委員会の調査審議する事項のうち、安全衛生管理に関する専門的事項の処理は、環境安全衛生管理センターに置く専門部門が行うものとする。

2 委員会は、前項に規定する専門的事項の処理について、環境安全衛生管理センターからの報告、提案及び意見を求めることができる。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、総務部人事労務課において総括し、事項に応じて関係部局がこれにあたる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日規程第37号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月21日規程第71号)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日規程第112号)

この規程は、平成24年9月26日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第79号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第47号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月14日規程第40号)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 電気通信大学安全・衛生委員会専門部門細則は廃止する。

附 則 (令和5年7月27日規程第21号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月8日規程第38号)

この規程は、令和5年11月8日から施行する。